

平成 31 年度分析食品リスト作成の考え方

文部科学省
科学技術・学術政策局政策課資源室

来年 3 月に食事摂取基準 2020 年度版が公表される予定であることを念頭に、2020 年度以降は新たな食事摂取基準 2020 年度版をベースのひとつとした、分析・収載食品の検討を行っていくことを想定しているところ。このため、分析の要望が強い食品とともに平成 31 年度の分析では従前からの課題であった、微量 5 成分の充実、組成成分の充実について重視。

- ① 以下のものについては、優先的に分析する
 - (ア)平成 30 年度分析予定であったが、最終調整により分析から外したもので、特に他の食品との関係から平成 31 年度に分析を行う必要があると考えられる 43 食品、
 - (イ)平成 26 年の国民健康栄養調査をベースとして設定した Key foods (たんぱく質、脂質、炭水化物摂取の寄与度 75%の食品)のうち、微量 5 成分(ヨウ素、セレン、クロム、モリブデン、ビオチン)が未分析のもの
- ② 上記以外のウエイティングリスト及び昨年以降の要望等から以下を考慮し分析食品を選定
 - (ア)新規食品については成分表 2015 年版、追補 2016 年版、追補 2016 年版に未収載である食品のうち、国民が日常摂取しているもの。
 - (イ)減塩化等の食品成分の変化が見られる食品や、健康管理等の理由で再分析、収載値の更新が必要とされるもの。
 - (ウ)既収載食品のうち、摂取量の多いもので成分値に疑義のあるものや、成分値が古く現状に合致していないもの、計算値、推計値のままのもの。
 - (エ)分析方法の変更により成分値が変わると考えられる食品(食物繊維、脂質等)

今回提示する、食品リストは平成 31 年度予算決定後に、予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞り込みを行い当該年度事業として公示、入札を行う予定。(例年の予算規模となった場合は 100 食品程度の分析が予想される。)

なお、平成 31 年度分析食品の結果は、成分表 2020 年版(八訂)公表以降となる予定。